

担 当 部 課 名	健幸福祉部保健センター 保健・管理グループ		TEL	0297-48-6000
件 名	若年がん患者在宅療養生活療養費の助成			
新規・継続別	新 規			
期 間	2023 年 4 月 1 日（土）～			
主 催 者	守谷市		TEL	守谷市保健センター 0297-48-6000
目 的 又 は 趣 旨	40 歳未満の若年のがん患者は、公的な福祉制度の対象外のため、在宅で介護サービスを受ける際の費用は全額自己負担となり、患者本人またその家族に大きな負担となっています。 若年のがん患者が住み慣れた自宅で最期まで安心して日常生活を送ることができ、またがん患者及びその家族の負担の軽減を図るため、在宅療養生活に要する費用の一部を助成します。			
内 容 (方法, 対象者, 数量等)	○ <u>対象者</u> 次の項目すべてに該当 (1) 守谷市に住所を有する 40 歳未満の方 (2) がんの治癒を目的とした治療を行わないがん患者 (医師に回復の見込みがない状態に至ったと判断されたがん患者) ○ <u>対象サービス</u> ※ (2) ～ (4) サービスの内容は介護保険法に準じる (1) 医師の意見書作成料 (2) 訪問介護 (3) 訪問入浴介護 (4) 福祉用具レンタル (5) 特定福祉用具購入 ○ <u>助成金額</u> ・ 上記 (1) 医師の意見書作成料… <u>全額</u> (上限 4,400 円) ・ 上記 (2) ～ (5) サービス利用料…利用料の <u>9 割</u> ／生活保護の方は <u>10 割</u> (1 か月あたりの上限 <u>72,000 円</u> ／生活保護の方は <u>80,000 円</u>)			
予 算 額	441 千円			
特 記 事 項	若年がん患者在宅療養生活療養費の助成は、県内で守谷市が初めてとなります。			